

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

日本臨床発達心理士会 東海支部規約

第1条 (名称)

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会東海支部と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を愛知県名古屋市中種区星が丘元町 17-3 椋山女学園大学教育学部宮川研究室内に置く。

第3条 (目的)

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 「ニューズレター」の発行
- ② 研修会・研究会等の開催
- ③ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第5条 (会員)

本会の会員は、日本臨床発達心理士会東海支部に所属する臨床発達心理士であり、職場または住居を本支部内に有する者とする。

第6条 (入会)

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、本会への入会とする。

第7条 (退会)

会員が、第5条の条件を満たさず、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を末梢した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請を受理されたとき

第8条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

第9条（総会）

総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。

- 2 総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。
- 3 総会の成立は、正会員の過半数の出席をもって成立とする。総会の欠席者のうち、あらかじめ委任状を提出した正会員については、出席者とみなすことができる。
- 4 総会の出席者が、正会員の過半数を超えない場合は仮総会決議とし、開催後1か月以内に過半数以上の正会員から文書による異議申し立てがあった場合、その決議事項は効力を失う。
- 5 定期総会には次の議題を提出しなければならない。
 - ① 事業年次報告及び年次計画の承認
 - ② 事業の収支決算及び収支予算の報告
 - ③ その他必要な事項

第10条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

支部長（1名）

副支部長（2名）

事務局長（1名）

幹事（1名）

会計（1名）

その他、支部会の運営にあたり支部長が必要と認める役員（2名程度）

- 2 支部長は本会を代表し会務を執行する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在の時に会務を執行する。
- 4 幹事は他の役員との兼務を妨げない。
- 5 幹事は日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。
- 6 役員任期は、総会の翌日から、3年後の総会当日までとする。
- 7 役員再任は妨げない。ただし、連続して3期はできない。
- 8 役員選出方法は、以下のように定める。

支部会員の2名連記無記名投票により、得票順に支部会員の上位8名（同得票の場合は登録番号の若い者）で役員会を構成する。役員互選により、支部長・副支部長・幹事・事務局長・会計などを決定する。支部長の指名により、支部会員の中から1～2名の役員を加えることもできる。支部役員決定は、総会の承認を受けるものとする。

第 11 条（規約の変更）

本規約の変更は、支部総会に出席した会員のうち 3 分の 2 以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

施行期日 2008 年 4 月 1 日より施行する。

改定 2009 年 6 月 21 日 一部改定

2013 年 6 月 2 日 一部改定

2014 年 4 月 1 日 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条改定